成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託「取消」審判事件

【申立費用】

●収入印紙　　８００円

●郵便切手　　１６８円（８４円×２枚）

（郵便切手の加算が必要な場合）

①郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の者が申し立てる場合

→１１９４円を加算

内訳　５００円×２枚

１００円×１枚

８４円×１枚

１０円×１枚

②成年後見人が複数選任されている場合

→成年後見人が１人増えるごとに１１９４円（内訳は①と同じ）を加算

③嘱託先が複数の場合

→嘱託先が１増えるごとに８４円を加算

【添付資料】

〇当初別居していた成年被後見人と成年後見人（郵便物等の回送を受けている者）が同居するに至ったことを理由とする申立ての場合

→住民票写し（マイナンバーの記載のないもの）

〇このほか、申立後に、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【注意！】

成年被後見人が死亡した場合は、本件申立ての必要はありませんが、成年後見人において速やかに信書送達事業者（集配郵便局等）に届け出て郵便物等の回送を中止する必要があります。

甲府家庭裁判所後見係